

## 温泉法施行規則の一部を改正する省令に規定する内容(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

| 該当箇所                          | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|-------------------------------|--|--|
| 【温泉の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止】 |  |  |
| 1(1)                          | 坑口と敷地境界との位置関係を確認する必要があることなどから、「設計図」を「詳細図及び配置図」改めるべきである。  | 御指摘を踏まえ、掘削許可の申請書に記載する事項として「主要な設備の構造及び能力」を追加するとともに、掘削許可申請書の添付資料について、「施設及び設備の設計図」を「設備の配置図及び主要な設備の構造図」に変更し、「掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が技術上の基準に適合することを証する書面」を追加することとします。   |
| 1(1)                          | 可燃性天然ガスの発生のおそれが少ない場合は、災害の防止に関する規程を作成する必要がなく、許可申請書の添付書類として不要ではないか。また、その際は、可燃性天然ガスの発生のおそれが少ないと認められると判断した根拠を添付する必要があるのではないかと。 | 各申請について可燃性天然ガスの発生のおそれを判断することが困難な場合も考えられることから、掘削を行おうとする場合は、一律に災害防止規程を作成する必要があると考えています。  |
| 1(2)                          | 「可燃性天然ガスの発生のおそれが少ないと認められる場合」の判断基準を示されたい。   | 可燃性天然ガスの発生のおそれを判断することが困難な場合も考えられることから、「地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合」に変更することとします。   |
| 1(2)<br>①ア                    | 坑口の位置について、隣地からなぜ8m(3m)以上離す必要があるのか。また、ガス発生のおそれの有無で差を設ける必要はないのではないかと。  | 第三者からもたらされるおそれのある着火源(火気等)を排除するため、離隔距離を設けることとしており、ガス事業法、高圧ガス保安法、鉱山保安法(内規)等に基づく火気使用制限距離に準拠し、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合には離隔距離を「8m」としています。なお、可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合であっても、当該距離(8m)を当てはめるのは合理的な規制とはいえないものの、ガス発生に備えることが安全対策上必要と考えることから、このような場合は「3m」の離隔距離を設けることとしています。 |
| 1(2)<br>①ア                    | 既存の旅館等において代替掘削(井戸の掘り直し)を実施する際には、8m(3m)以上敷地境界から離すのは困難。そうした場合の基準を緩和すべき。  | 増掘の場合と同様、発生した可燃性天然ガスを遮断できる壁がある場合には、迂回水平距離として8m(3m)以上を設けることを基準とすることとします。  |
| 1(2)<br>①ウ                    | 「火気の使用を禁止する旨の掲示」については、文字の大きさや色を定めるべきである。また、掘削許可を受けた者や掘削工事の実施者の氏名等を掲示させるべきである。  | 火気使用禁止の旨の文字や大きさ等については、JIS規格により基本原則が示されていますので、参考にされるとよいと考えます。また、掘削許可を受けた者の氏名等を工事関係者以外の者に対し掲示することについても、義務化するまでの必要性はなく、必要に応じ都道府県による行政指導が行われることが望ましいと考えます。   |
| 1(2)<br>①ウ                    | 「やむを得ない溶接・溶断の作業」とあるが、その具体的作業内容及び当該作業時の対策を明示すべき。  | 具体的にはケーシングパイプの溶接・溶断、フランジの溶接等の作業を想定していますが、掘削現場ごとに様々な作業が考えられるため、限定的に列挙することは不可能であると考えます。また、省令において規定しなくてもやむを得ない作業の実施時の安全対策については工事実施者が自ら万全を期すべきであると考えます。  |
| 1(2)<br>①カ                    | 可燃性天然ガスの発生の有無等の点検記録について、「工事完了の日まで保管しなければならない」とあるが、工事完了後も引き続き保管させるべきではないかと。   | 掘削の許可の効力は工事完了により消滅し、また、技術上の基準は掘削行為に関するものであることから、工事完了後の保管は求めないこととします。ただし、工事の完了又は廃止の届出に点検記録を添付しなければならないこととします。   |
| 1(2)<br>①カ                    | ガスの噴出の兆候の有無を「目視で点検」とあるが、その実施方法を明記すべきではないかと。  | 目視による点検の実施方法については、掘削の工事現場の状況等に応じ適切に判断されることが望ましく、省令により一律に規定する必要はないと考えます。  |
| 1(2)<br>①キ                    | 噴出防止装置の作動や非常用泥水の注入等に関し、その実施方法を明記すべきではないかと。   | 噴出防止装置の作動等の実施方法については、ガスの噴出の状況や掘削の工事現場の状況等に応じ適切に判断されることが望ましく、省令により一律に規定する必要はないと考えます。  |
| 1(2)②                         | 可燃性天然ガスの発生のおそれが少ないと認められた掘削を開始したのち、ガスの発生が認められた場合には、都道府県知事に対し報告させる必要があるのではないかと。  | 可燃性天然ガスの発生のおそれを判断することが困難な場合も考えられることから、「地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合」に変更することとします。また、掘削を開始したのち、可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合は、事業者は都道府県知事に報告すべきであることを都道府県への法施行通知で周知することとします。  |
| 1(2)②                         | 可燃性天然ガスの発生のおそれが少ないと認められた掘削を開始したのち、ガスの発生が認められた場合、追加の安全対策を都道府県知事が命ずることができるようにすべきではないかと。                                      | 法第9条の2において、都道府県知事は、土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができることとしています。   |

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
| 1(3)                          | 「災害の防止上重要な変更の内容」として示されている事項(掘削機械又は泥水の循環のための装置の位置又は構造の変更、噴出防止装置の構造の変更、可燃性ガスの警報設備の位置の変更)については、いずれも軽微な変更と考える。一方、泥水掘りからその他の掘削方法に変更する場合は重要な変更と考える。                         | 御指摘を踏まえ、重要な変更の内容については、「掘削の工事の施行方法の変更であって主要な方式の変更」に限定することとします。  |
| 1(6)                          | 掘削工事の完了の届出事項に、メタン濃度の測定の点検記録を加えるべきではないか。   | 御指摘を踏まえ、掘削工事の完了の届出事項として追加するものは、「警報設備による警報の作動状況」「メタン濃度の測定等の点検記録」に修正します。   |
| 【温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止】 |   |  |
| 2(1)                          | 法第14条の2第1項により採取の許可を受けるべき「採取を業として行おうとする者」の範囲を明確にすべき。   | 法において「業として」とあるのは、反復継続的に行う場合をいうので、温泉の採取を反復継続的に行う者が許可を受けるべき者となります。すなわち、旅館や公衆浴場において温泉の汲み上げを行う者だけでなく、個人や温泉付マンション等において反復継続的に温泉の汲み上げを行っている場合も該当します。なお、この範囲に係る解説については、都道府県への法施行通知やパンフレット等により明確にしていきたいと考えています。           |
| 2(1)                          | 温泉の採取のための各種設備の設置時期と許可申請、許可・不許可の判断の時期について、経過措置(2(2)④)適用の際も含め、明らかにすべき。  | 通常は各種設備の設置後に許可を与えることになると考えていますが、経過措置が適用になる場合の許可に関する手順等については、都道府県への法施行通知やパンフレット等により明確にしていきたいと考えています。  |
| 2(1)①                         | 基準適合の判断材料として、採取の許可申請書の記載事項に「貯湯タンク及びガスセパレータの有無」を加えるべき。   | 御指摘を踏まえ、申請書の添付書類に「採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が、(2)に示す基準に適合することを証する書面」を加えることとします。  |
| 2(1)②                         | 採取の許可申請の際の添付書類に、2(4)①ア又はイ各号に係る可燃性天然ガスの測定の結果(「確認」の際の測定結果)を加えるべき。   | 確認の際の測定結果は、確認の申請書への記載事項としているため、改めて採取の許可申請時に提出を求める必要はないと考えています。   |
| 2(2)①ア                        | 可燃性天然ガスを分離する性能を有する設備として、貯湯タンクを使用することも認められているが、貯湯タンクの内部には水位を検知するための電気設備(フロートスイッチ等)が設置されている場合が多い。貯湯タンクをガス分離設備として用いる場合には、こうした電気設備について防爆化すべきではないか。                        | フロートスイッチ等の防爆化については、市販されている防爆仕様のもので限定されており、また、防爆仕様のものでスケールの付着しやすい金属製のものに限られることなどから、こうした設備をすべて防爆化することを基準とするのは現実的ではなく、フロートスイッチ等の皮膜が損傷していないかなど、点検を行うことで危険を回避すべきと考えます。このため、点検すべき事項として、「ガス分離設備内の水位計の異常の有無」を追加することとします。 |
| 2(2)①ア                        | 十分に分離する性能を有するかどうかの測定方法については、水上置換法で実施すべきではないか。   | ガスの分離は、原則ガス水比を減少させるもので、一般的には温泉附随ガスのメタン濃度を低下させるものではないことから、含有しているメタンの量の低下状況を把握するため、いわゆるヘッドスペース法又は槽内空気測定法により測定することを環境省告示により定める予定としています。   |
| 2(2)①イ                        | 「可燃性天然ガスが滞留しない構造」や、注釈※4で示されている「床から天井までに至る壁」の定義を具体的に明示すべき。   | あらゆる施設の構造等を想定して省令に定義づけることは困難であるため、パンフレット等により明確にしていきたいと考えています。  |
| 2(2)①イ                        | 温泉井戸にはガス抜き管が設置されているものがあり、こうした温泉井戸からの排出口についても、屋外設置とすべきではないか。   | 御指摘を踏まえ、温泉井戸からの可燃性天然ガスの排出口についても、屋外設置とする旨、修正することとします。   |
| 2(2)①イ                        | ガス分離設備により可燃性天然ガスが十分に分離されていることが確認されるのであれば、当該ガス分離設備を通過した後の貯湯タンクまでも屋外設置とする必要がないのではないか。   | 御指摘を踏まえ、「ガス分離設備の通過後、最初にある貯湯タンク」については屋外設置を求める基準を適用しないこととします。  |
| 2(2)①イ                        | 通常はガスセパレータでは可燃性天然ガスを0.25 vol% (5%LEL)未満まで温泉と十分に分離することは難しい。利用施設内でのガス濃度が爆発危険濃度に達しないようリスク管理とすべきではないか。ガス分離設備後の貯湯タンク内部のメタン濃度が1.25% (25%LEL)を超えなければ、屋内に貯湯タンクを設置しても良いのではないか。 | 御指摘を踏まえ、複数のセパレータや貯湯タンクを組み合わせ、最終的に基準値未満であれば、それらをまとめて「ガス分離設備」と見なすこととします。また、ガス分離設備の分離基準については、2(4)①イaの方法又は2(4)①イbの方法のいずれかの基準を下回ればよいことを環境省告示により定める予定としています。   |
| 2(2)①ウ                        | 可燃性天然ガスの排出口から水平距離3m、垂直上方8mについて、火気使用設備の設置等を禁じており、排出口の上方のみに着目しているが、爆発濃度範囲の気流が多少下方に存在することもあり得ると考えるので、下方50cm~1m程度についても同様の措置が講じられるべきではないか。                                 | 御指摘を踏まえ、「下方50cm」についても火気使用設備の設置等を禁ずる旨、修正します。  |
| 2(2)①ウ                        | 排出口の高さや排出口付近の火気使用禁止措置等については、排出口からの可燃性天然ガスの排出量に応じて決める必要があるのではないか。  | 排出口からの排出量を正確に計測することが非常に困難であること及び技術上の基準は標準的な安全対策の内容を定めるものであることから、変更の必要はないと考えています。なお、大量のガスが排出され、基準で示す対策のみでは災害防止の目的を達成しづらいと認める場合においては、都道府県の条例により追加的な対策を求めることが考えられます。  |

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 2(2)<br>①ウ | 電気設備の「防爆型」とあるが、その基準を明記すべきではないか。(他の項目も同様)  | 電気機器の防爆構造については、様々な種類の規格が存在しており、それらを環境省令において明記することは考えていません。必要に応じ「電気機器防爆構造規格」(労働省告示)や工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006)等を参考に適切な防爆化を図っていただきたいと考えています。   |
| 2(2)<br>①ウ | 可燃性天然ガスの排出口までの配管について、「水の滞留、凍結等により閉塞されない構造としなければならない」ことのみが記載されているが、配管が閉塞が生じた場合は簡単にガスの逆流が生じてしまうので、もっと対策を強調すべきであり、配管から水を抜く「ドレン」の取り付けを明記すべきではないか。   | 御指摘を踏まえ、水の滞留のおそれがある場合においては、「水抜き設備の設置及び定期的な水抜き措置」を講じることを明記することとします。   |
| 2(2)<br>①エ | 温泉採取・貯蔵設備周辺における火気の制限について、発生した可燃性天然ガスを遮断できる壁を設置した場合に迂回水平距離をもって、火気を使用できる距離を測ることを可能としているが、この場合の遮断壁の高さについて、「温泉採取・貯蔵設備の高さ」としているが、井戸の高さは50cm程度のものであり、その高さの遮断壁では無意味ではないか。また、逆に温泉採取・貯蔵設備の高さが数メートルに及ぶ場合、それに合わせた高さの遮断壁を設けるとなると遮断壁自体に倒壊の危険性が生じることから、遮断壁の高さについては、上限を設定すべきであり、着火するおそれが生じることがないと考える3mとすべきではないか。 | 「温泉採取・貯蔵設備の高さ」としては、温泉井戸の高さは想定していませんでしたが、御指摘の趣旨を踏まえ、遮断壁の定義は、温泉採取・貯蔵設備の高さ又は2mのいずれか高い方とし、ただし、温泉採取・貯蔵設備の高さが3m以上である場合は3mとすることとします。なお、これについては「温泉法施行規則の一部を改正する省令に規定する内容(案)」においても注釈としており、省令に規定することは予定していなかったため、パンフレット等で周知していきたいと考えています。                                |
| 2(2)<br>①エ | 発生したガスを遮断できる壁を四方に設置した場合には、その壁の外側では火気の使用制限が解除されることを明記すべき。  | 遮断壁を四方に設置した場合は、迂回水平距離は満足することになると考えます。ただし、様々な場合について基準に記載することは困難ですので、パンフレット等で周知していきたいと考えています。  |
| 2(2)<br>①エ | 可燃性天然ガスの量が多いかどうかについて、メタンの体積比で判断する案(※11)になっているが、絶対量で判断してもよいのではないか。また、体積比の測定方法について明記すべき。  | ガスの絶対量により判断する場合、その基準の設定が困難と考えます。なお、体積比の測定方法については、温泉のゆう出量とガス流量とを比較する一般的な手法で構わないと考えています。   |
| 2(2)<br>①エ | 温泉採取・貯蔵設備の周囲の火気使用禁止区域の設定にあたっては、可燃性天然ガスの量が多いかどうかで判断することとしているが、メタンガスの濃度で判断する方法もあるのではないか。  | 温泉附随ガスに大量の可燃性天然ガスが含まれていると考えられる場所及びその周辺において規制を行うものであり、メタン濃度が濃くても少量であれば離隔距離を大きくする必要はないと考えています。   |
| 2(2)<br>①オ | 温泉採取・貯蔵設備が屋外にある場合にまで、携帯形可燃性ガス検知器の備え付けを義務付ける必要はないのではないか。   | 御指摘を踏まえ、携帯形可燃性ガス検知器の備え付けは、温泉採取・貯蔵設備が屋内にある場合のみに限定する旨修正します。  |
| 2(2)<br>①オ | 携帯形可燃性ガス検知器の精度を具体的に示すべきではないか。   | 市販されている携帯形可燃性ガス検知器は、精度についても規定されたJIS-M7653に適合したものがほとんどです。事業者は基本的にこれを使用することが想定されるため、特段精度を環境省令において明記することは考えていません。   |
| 2(2)<br>①カ | 配線ケーブルを通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断について、その遮断の方法について何ら記載されていないが、できるだけ具体的に記載すべきではないか。   | 御指摘を踏まえ、「接続箱を設置することその他の方法により」と、遮断の方法を明記することとします。   |
| 2(2)<br>①キ | 井戸の埋戻しの方法について、技術的な助言が必要ではないか。   | 井戸の埋戻しの具体的な方法については、別途周知を図ることを考えています。   |
| 2(2)<br>①キ | 採取の事業の「廃止」と「埋戻し」の実施について、その前後関係を明らかにするとともに、一旦井戸の利用を中止し第三者に譲渡する予定の場合の対応について明示されたい。  | 「採取の事業の廃止」とは、温泉の採取を行っていた場所における一定期間の休止ではなく、将来にわたり当該採取場所での採取を行わない旨の意思をもって温泉の採取を止めることを指し、温泉の採取許可を受けた者については、採取の廃止の届出の際、埋戻しの状況を表示した図面等を添付することを求めています。なお、休止の場合、採取時の安全対策を引き続き実施する必要があります。また、一旦井戸の利用を中止し第三者に譲渡する予定の場合においては、譲渡が完了するまでは、現在の採取者が採取時の安全対策を引き続き実施することとなります。 |
| 2(2)<br>①ク | 都道府県知事に判断を委ねる部分を残すのであれば、規則に規定する基準は最低限のものとするべきではないか。一方、都道府県が規則で基準を強化するに当たっての「災害の防止の目的を達成し難いと認める場合」について、明確化すべきではないか。そうでないと、都道府県の判断であらゆる基準の強化が可能になってしまうのではないか。(2(2)②ケと共通)  | 規則に定める技術上の基準は標準的な安全対策の内容を定めたものです。基準の強化については、「必要に応じ条例をもって追加的な対策を求めることを否定するものではない」との趣旨を都道府県への法施行通知に記述することを考えています。  |
| 2(2)②      | 屋内に温泉採取・貯蔵設備を設置する場合の特例は、可燃性天然ガスが滞留しない構造のものは除かれることを明記すべき。  | 御指摘を踏まえ、可燃性天然ガスが滞留しない構造のものについては、屋内に含まないこととします。   |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 2(2)<br>②ア | 可燃性天然ガスの漏出を防止するため、貯湯タンクの排出口が詰まった場合を想定し、貯湯タンクは耐圧性能を有することを義務付けるべきではないか。  | 排出口が詰まった場合を想定し、貯湯タンクを耐圧型とすることは推奨されるべき取組であると思料しますが、排出口までの配管については閉塞防止措置を義務づけしており、貯湯タンクの耐圧性能までは省令により一律に規定する必要はないと考えます。  |
| 2(2)<br>②ア | 井戸ケーシング内部に溜まったガスが抜けない場合、ケーシング内のガス圧が上昇を続け、ケーシングの耐圧性能を超えた時点で一気に漏れ出すおそれがある。このため、井戸ケーシング内部に溜まったガスを抜く構造を義務付けるべきではないか。                                 | 御指摘を踏まえ、屋内における災害防止措置として、「可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること」を加えることとします。   |
| 2(2)<br>②エ | 例えば、屋内駐車場に貯湯タンクが設置されている場合で、貯湯タンクに排気管を設置し屋外に放出させる仕組みや駐車場内の適切な換気、ガス警報設備の設置等の措置を行った場合には、当該駐車場(「温泉採取・貯蔵設備が設置された部屋」)への関係者以外の立入禁止措置を解除することを許容すべきではないか。 | 関係者以外の者が立ち入るといことは、当該区域に火気が持ち込まれることを想定せざるを得ません。御指摘の例示について詳細を把握している訳ではありませんが、一般的に、屋内に可燃性天然ガスを含む温泉採取・貯蔵設備がある場合、当該屋内において関係者以外の立入を認めることは安全対策上難しいと考えています。                                    |
| 2(2)<br>②オ | 火気使用設備の取扱いについて、一定濃度以上で「自動的に停止するようにしなければならない」とあるが、関係者が常駐する場所で警報が発せられる状態が確保されるのであるから、手動で直ちに停止できる場合は、自動停止を求める必要はないのではないか。                           | 火気使用設備は温泉採取・貯蔵設備が設置された部屋には新たに設置してはならないこととしています。一方、既存の設備については、安全対策上、メタンが一定の濃度に至った場合に当該設備を確実に停止する必要がある、その手段として自動停止措置を講じなければならないと考えています。  |
| 2(2)<br>②カ | 屋内における継続設置の電気設備の非防爆化を認めるのであれば、別の手段で安全性を確保すべきではないか。   | 安全対策上、屋内において防爆化されていない電気設備は設置してはならないと考えています。ただし、現に設置されている設備については、直ちにこれを遵守するのは困難であると考えられることから、経過措置として適用除外とし、別途、メタンが一定の濃度に至ったときに温泉の採取のための動力等を停止し、又は全ての電気設備への電気の供給を自動停止する構造を求めています。        |
| 2(2)<br>②ク | 例えば、屋外の駐車場の入り口に源泉ピットが設置されており、上部が格子状の金網等であり、ピット上部を携帯形可燃性ガス検知器で定期的に計測を行い安全性を確認している場合については、その上部を車が通過することを許容すべきではないか。                                | 開口部が屋外に面し、当該開口部が密閉されていない地下に温泉井戸が設置されている場合は、2(1)の基準が適用されますが、立入り禁止措置は適用除外とすることとします。なお、このような事例について許可を行うに当たっては、点検の実施等の措置を条件として付すことを検討すべきであると考えています。  |
| 2(2)<br>②コ | 温泉採取・貯蔵設備が屋内にある場合においてのみ、都道府県の職員による実地の確認が必要となっているが、屋外設置の場合においても同様の確認を行うことを明記すべきではないか。   | 温泉採取・貯蔵設備が屋外に設置されている場合は、可燃性天然ガスの滞留のおそれが少ないこと及び都道府県の事務の効率化の観点から、書類による審査手続きが適当と考えています。   |
| 2(2)<br>②コ | 実地で確認を行う職員の職種を限定すべき。   | どのような職員に実地検査をさせるかについては、都道府県知事の判断にお任せしたいと考えています。  |
| 2(2)③      | 温泉採取の休止時には、定期的な設備の点検整備やガス濃度の測定を実施すべきであり、そういったことを明記すべきではないか。  | 温泉の採取の廃止をしない限り、採取行為が継続していると解釈されるので、休止時においても、必要な設備の設置や日常的な点検等が義務付けられることとなります。ただし、温泉の採取を行わず、かつ、施設における電気の供給を停止している期間における換気設備の常時稼働等の措置について、適用除外とすることとしています。詳細は、パンフレット等により明確にしていきたいと考えています。 |
| 2(2)<br>③ア | ガスセパレータはスケールの目詰まりにより性能を維持できなくなるケースが懸念される。ガスセパレータの性能維持については、点検周期や管理記録などに明確な基準を設定すべきである。   | 自ら定める災害防止規程(2(2)③オ)において、点検項目及び手順についてあらかじめ定めることとしているところですが、御指摘の趣旨を踏まえ、点検が適切に行われるよう都道府県を通じ指導していきたいと考えています。   |
| 2(4)①      | 災害防止措置を必要としないものとする可燃性天然ガスの濃度について、ボーダーライン上にある場合には許容範囲が必要ではないか。  | 温泉の採取を業として行おうとする者は原則として許可を受ける必要がありますが、災害のおそれがない温泉については許可を免除しようとする趣旨であるため、確実に安全であると言える必要があると考えており、許容範囲を定めるのは適当でないと考えています。   |
| 2(4)①      | 災害防止措置を必要としないものとする可燃性天然ガスの濃度の測定について、どういった機関が測定を実施することとなるのか明確にすべきではないか。また、災害防止措置を必要としない旨の確認の申請を行う者以外の者が測定を実施する必要があることを明示すべきではないか。                 | 御指摘を踏まえ、災害防止措置を必要としないものとする可燃性天然ガスの濃度の測定は、「温泉法に基づく登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならない」旨、明記することとします。   |
| 2(4)①      | 「温泉附随ガス」の定義を明らかにすべきではないか。  | 「温泉の採取に伴い発生するガス」である旨、明記することとします。   |
| 2(4)①      | メタンガス濃度の測定法について、温泉附随ガスの主成分が二酸化炭素である場合などは、異なった測定方法が必要ではないか。   | 温泉附随ガスの主成分がどのようなものであっても、メタンの濃度が基準値未満であれば爆発の危険性は極めて低いものと考えられます。したがって、異なった測定方法を設ける必要はないと考えています。なお、測定方法については、環境省告示により定めることとしています。   |

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 2(4)①  | メタンガス濃度の測定に係る費用は誰が負担することになり、どの程度になるのか。  | 災害防止措置を必要としない旨の確認の申請は、温泉を採取する者が行うこととなり、申請に必要な測定のための費用は、基本的に温泉の採取を行う者が負担することになります。なお、測定のための費用は測定機関により様々ですが、1～数万円程度(交通費別)になるのではないかと考えています。   |
| 2(4)①イ | 災害防止措置を必要としないものとする可燃性天然ガスの濃度の測定方法について、「貯湯タンクがある場合は、その内部のメタンの濃度」とあるが、複数の貯湯タンクがある場合の取り扱いを明確にすべきではないか。また、内部の空気のメタン濃度なのか温泉水のメタン濃度なのかを明確にすべきではないか。 | 御意見は今後作成する環境省告示の参考といたします。  |
| 2(4)①イ | タンク内の濃度の測定手法が示されているが、タンク内の上部空間の広さによって濃度が変わるのではないか。  | 御意見は今後作成する環境省告示の参考といたします。  |
| 2(4)①イ | a. で示されている手法について、「1/5以上」とあるのは「1/5」として統一すべきではないか。また、「よく振り」とあるが、これについては曖昧さを解消すべきではないか。  | 御意見は今後作成する環境省告示の参考といたします。  |
| 2(4)②  | 事務手続きの簡素化を図るため、「①に該当するものとみなすことができる」を「①に該当し確認を受けたものとみなすことができる」に修正するなどして、個別の申請がなくても確認することを認めるべき。  | 御意見では、確認を受けようとするか否かは個々の採取者の判断になりますが、温泉法において、「採取を業として行おうとする者は…都道府県知事の確認を受けることができる」旨規定されているため、確認申請はこの規定のとおり個別に手続きを行っていただく必要があります。  |
| 2(4)②  | 地質構造だけでなく深度についても、温泉附随ガスの性状の類似性を示すと考えるので、加えるべきではないか。   | 御指摘を踏まえ、「深度」についても例示に加えることとします。   |
| 2(4)②  | 「温泉附随ガスの性状が類似していると考えられる温泉」について、明確にすべき。  | 温泉付随ガスの組成、温泉付随ガス中の可燃性天然ガスの濃度等の可燃性天然ガスの発生状況について類似性がある温泉が温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉であると考えています。   |
| 2(4)②  | 都道府県知事が②において、①に該当するとみなすことができる範囲はどの程度の広さを想定しているのか。   | 地質構造、泉質、深度等を考慮していただくことが前提ですが、例えば、同じ温泉地の名称で呼ばれている範囲等が想定されます。  |
| 2(4)②  | ガスの発生の可能性を示す「情報」とあるが、どういった情報が明確にすべき。  | 「可燃性ガスの発生の可能性を示す情報がないこと」については、これを立証することが困難なため、要件から削除することとします。ただし、可燃性天然ガスの発生の可能性を示す文献等がある場合は、十分慎重な検討を行った上で、確認に係る基準適合の判断を行う必要があると考えています。   |
| 2(5)   | 確認のための測定手法(参考資料2-1②)において、a)又はb)のいずれかの方法で測定するとあるが、いずれかに統一すべきではないか。   | 源泉の状況も様々であり、また、費用や所要時間等から、全てをガスクロマトグラフによる測定とすることは難しいことから、携帯形可燃性ガス検知器による測定手法を開発しました。一方、ガスクロマトグラフで測定した場合、費用は高くなるものの温泉附随ガスの組成を把握することができ、対策等に役立てることができます。いずれの方法においても適切な判断が可能と考えています。 |
| 2(5)   | 温泉附随ガスの採取ができない場合の測定手法(参考資料2-2(1)～(3))について、ガスクロマトグラフによる測定法も採用すべきではないか。   | 2(1)～(3)の手法で得られる気体を実験室まで持ち運んだ場合、適切な方法で実施しないと空気の混入が懸念されるため推奨できないこと及びこうした混合気体を測定するには携帯形ガス検知器で十分対応可能であることから、あえて費用負担の大きな手法を示す必要はないと考えています。   |
| 2(5)   | 温泉附随ガスの採取ができない場合の測定手法(参考資料2-2(1)①)について、採取容器は3リットルに限らず1リットルのものでも認めてよいのではないか。   | 気相/液相の適切な比率を求めるために現地実証試験を行った結果、小型の容器では測定誤差が大きく安定した値が得られなかったこと及び測定時の操作性を考慮し、環境省告示において「3リットル」とする予定です。  |
| 2(5)①  | 確認の申請書類への記載事項に「貯湯タンク及びガスセパレータの有無」を加えるべき。  | 確認の可否は温泉付随ガス中のメタンの濃度により判断されます。申請書にはその判断に必要な事項を記載する必要がありますが、貯湯タンク及びガスセパレータの有無は確認のための判断には必ずしも必要な事項ではないため、記載事項の追加は必要ないと考えます。  |
| 2(5)①  | 確認の申請書類への記載事項に「(4)①ア又はイ各号についての該当の有無」を加えるべき。   | 申請書には、ガスの濃度に関する測定の方法及び結果を記載することとしており、「(4)①ア又はイ各号についての該当の有無」を別途記載事項とする必要はないと考えます。   |
| 2(5)①ウ | 確認の申請書類への記載事項に「測定を行った日」を加えるべき。  | 御指摘を踏まえ、測定を行った場所、日、測定を行った者について、それぞれ申請書への記載事項に追加します。  |
| 2(5)①ウ | 「可燃性天然ガスの濃度に関する測定の結果」について、過去の暫定対策時の測定結果を用いることも認めるべきではないか。   | 測定手法については、今後、環境大臣が定めることとしており、これに従った測定を実施していただく必要があります。なお、過去に当該測定手法と同一の方法で測定した結果がある場合には、その結果を用いることも可能であると考えます。  |

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 2(7)                 | 災害の防止上重要な変更の内容に「温泉井の内部構造の変更(水止め位置やストレーナー管の位置の変更等)を加えるべきである。      | 当初の許可の際の判断事項である災害防止措置に関する内容のうち重要な項目に変更があった場合に再度の許可を必要とすべきと考えています。したがって、御指摘のような井戸の内部構造等の変更については「重要な変更」に当てはまらないと考えています。 |
| 2(8)                 | 重要な変更に係る許可申請書類に「写真」を添付することはできないのではないかと。                          | 御指摘を踏まえ、「変更に係る設備の変更前の状況を現した写真」に修正することとします。  |
| 2(10)                | 温泉の採取の事業の廃止の届出があった際、都道府県の職員が現地確認を行うことを明記すべきではないかと。               | 届出書により状況を確認することができると考えていますが、都道府県の職員が現地確認することは法律上差し支えないと考えています。  |
| <b>【その他全般に係る事項等】</b> |  |   |
| —                    | 災害防止に関する技術上の基準については、事業者にはわかりやすく指導されたい。また、都道府県の担当者に対する講習会を開催されたい。 | 各種技術基準に関するパンフレット等を作成し、事業者の皆様へ周知を図るとともに、都道府県の担当者の方々に対する説明会を開催します。  |
| —                    | 安全対策を実施するための費用に対する助成制度を設けられたい。                                   | 温泉の採取時の安全対策に係る設備投資に対し、旅館業等の既存事業者は国民生活金融公庫による低利融資制度があります(平成20年10月に設立される(株)日本政策金融公庫においても同様)。                            |
| —                    | 今回の安全対策に関する都道府県の許可等の権限を保健所設置市長等に委譲できるようにされたい。                    | 可燃性天然ガスに対する安全対策は、地域保健法に定められた保健所の事業内容に鑑み、改正法において、都道府県から保健所設置市等への事務の委任は規定していません。ただし、条例により事務の委任を行うことについては否定するものではありません。  |